

令和6年度東久留米市
放課後子供教室運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

東久留米市教育委員会
教育部生涯学習課

目次

1. 目的	1
2. 業務の概要	1
(1) 件名	1
(2) 業務内容	1
(3) 契約期間	1
3. 提案限度価格	1
4. 実施形式	1
5. 参加資格要件	2
6. 全体のスケジュール（予定）	2
7. 審査委員会	3
8. 募集内容等	3
(1) 公募方法	3
(2) 申し込み方法	3
① 提出書類及び提出部数	3
② 提出期限	3
③ 提出場所	3
(3) 参加資格要件の審査	4
(4) 参加を辞退する場合	4
9. 質問及び回答	4
(1) 質問方法	4
(2) 質問送付先	4
(3) 質問期間	4
(4) 回答方法	4
10. 企画提案書等の提出方法	5
(1) 企画提案書について	5
① 基本理念等について	5
② 事業内容について	5
③ 運営体制・方法について	5
④ 安全管理について	5
⑤ 事業スケジュール・その他	5
(2) 見積書等について	6
(3) 提出方法	6
11. 審査方法	6
(1) 第一次審査（書類審査）	6
(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）	7
① 実施日時	7
② 会場	7
③ 出席者	7
④ 説明内容	7

⑤	使用機材	7
⑥	録音	7
⑦	審査結果の通知	7
12.	失格事項	8
13.	その他	8
14.	事務局	8

令和6年度東久留米市放課後子供教室運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

地域における教育力の低下、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化、新学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」に対応するため、地域と学校の連携・協働の必要性が高まっている。地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」が重要であるとされている。

東久留米市教育委員会では、学校や地域等と連携・協働して放課後子供教室を実施することとおし、子どもたちに生涯学習活動の提供及び放課後における安全で健やかな居場所づくりを行っていく放課後子供教室推進事業を行っている。

本業務委託は、放課後子供教室の運営業務を東久留米市教育委員会教育部生涯学習課が事業者に委託することにより、放課後子供教室の運営業務を安心・安全かつ効率的に行うことを目的とする。

この実施要領は、令和6年度東久留米市放課後子供教室運営業務委託の契約候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2. 業務の概要

(1) 件名

令和6年度東久留米市放課後子供教室運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和6年度東久留米市放課後子供教室運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約確定の翌日から令和7年3月31日まで
(契約確定は令和6年4月1日の予定)

3. 提案限度価格

31,334,000円（消費税込みの額）

※提案額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む金額とし、消費税等は10%で算出することとし、上の価格を超えないこと。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式により実施する

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、過去3年間、同法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当していない者
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格に登録があるか、契約締結までに登録ができること。
この条件を満たせない場合は8（2）①エ～カ書類を提出すること。
- (3) 参加表明書の提出期限までに、入札参加除外措置又は競争入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年1月21日訓令乙第2号）に定める暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること
- (5) 当市または他の地方公共団体等で類似する業務を請け負った実績があること

6. 全体のスケジュール（予定）

本プロポーザルは、以下のスケジュールに沿って進める。

なお、スケジュールは現時点での予定であるため、今後の進捗状況により予告なく変更する場合があります。

実施事項	期間	備考
プロポーザル実施要領の公表	令和5年7月20日（木）から 令和5年8月10日（木）まで	
参加表明書の提出	令和5年8月10日（木） 17時まで	東久留米市教育委員会教育部 生涯学習課に持参又は郵送
参加資格審査結果の通知	令和5年8月28日（月）までに 通知	審査結果を書面及び電子メールにて通知
質問受付	参加資格審査結果受領の日から 令和5年9月7日（木）17時まで	全参加事業者あてに電子メールにて回答する。ただし、参加資格要件を満たさなかった事業者の質問には回答しない。
質問回答	令和5年9月14日（木）までに 回答予定	
企画提案書等の提出	令和5年9月25日（月） 17時まで必着	東久留米市教育委員会教育部 生涯学習課に持参又は郵送
第一次審査の結果通知	令和5年11月1日（水）に 通知予定	提案事業者あてに結果を書面及び電子メールにて通知

第二次審査(プレゼンテーション)	令和5年11月中旬を予定	審査委員会による審査及びヒアリング
第二次審査の結果通知	令和5年11月30日(木)	第二次審査に参加した提案事業者あてに結果を書面及び電子メールにて通知
契約締結	令和6年4月1日を予定	

7. 審査委員会

本プロポーザルにおいて、参加資格要件の確認とその後の各審査は、東久留米市放課後子供教室運営業務に係る公募型プロポーザル審査委員会が行う。

8. 募集内容等

(1) 公募方法

東久留米市のホームページ、広報紙にて募集する。また、プロポーザル実施要領など、本プロポーザルへの参加に必要な書類一式をホームページへ掲載する。

(2) 申し込み方法

本プロポーザルへの参加にあたっては以下の書類を提出すること。

① 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社概要書(様式2)
- ウ 業務実績書(様式3)
- エ 登記事項証明書
- オ 直近年度の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書
- カ 東久留米市内に事業所を有している場合は法人市民税の納税証明書

※エ～カの書類は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格に登録がない場合に正本各1部を提出すること。

※業務実績書に記載する実績は直近5年度に実施した事例について記載すること。

② 提出期限

令和5年8月10日(木) 17時まで

③ 提出場所

〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市教育委員会教育部生涯学習課(市役所6階)

電話:042-470-7784(直通)

※提出書類は提出場所まで持参するか、提出期限までに必着で郵送すること。
持参する場合の受付時間は平日の9時～17時（土日祝日並びに平日の正午～
13時を除く）。

（3）参加資格要件の審査

提出された書類をもとに、参加資格要件を満たしているかについて審査し、令和5年8月28日（月）までに書面及び電子メールにて参加資格要件を満たす事業者（以下「参加事業者」という。）であるか否かについて通知する。

提出書類に不備等がある場合は期日を定めて再提出を求め、指定の期限までに再提出に応じない場合はプロポーザルへの参加を認めない。

（4）参加を辞退する場合

参加表明書提出後に本プロポーザルから辞退する場合は、令和5年9月25日（月）17時までに参加辞退届（様式4）を8（2）③の提出場所まで持参するか、同日必着で郵送すること。持参する場合の受付時間は平日の9時～17時（土日祝日、平日の正午～13時を除く）とする。

9. 質問及び回答

（1）質問方法

本プロポーザルについて質問がある場合には、電子メールのタイトルを「【事業者名】プロポーザルに関する質問」とし、質問書（様式5）と質問書を下記（2）の質問送付先まで電子メールで送付すること。定められた質問方法以外の方法による質問は受け付けない。

また、参加資格要件を満たした参加事業者に対してのみ回答する。

（2）質問送付先

東久留米市教育委員会教育部生涯学習課

メールアドレス：shogaigakushu@city.higashikurume.lg.jp

（3）質問期間

参加資格審査結果受領の日から令和5年9月7日（木）17時まで

（4）回答方法

質問に対する回答は、全ての参加事業者に対し、令和5年9月14日（木）までに電子メールにて一括で送付する。ただし、他の事業者またはその提案内容に関する質問や審査に支障をきたすおそれがある内容に関する質問には回答しない。また、この回答は本実施要領の追加又は修正とみなす。電子メールの受信を確認した参加事業者は、（2）の質問送付先あてに電子メールで質問の回答を受信した旨を連絡すること。なお、質問元の事業者の名称等については公表をしない。

10. 企画提案書等の提出方法

参加事業者は、次の要領に従って本業務に対する提案内容を記載した企画提案書（様式6）及び見積書（以下、「企画提案書等」という）を提出すること。

（1）企画提案書について

企画提案書については、以下の内容を必ず記載すること。また、各様式の記載内容を満たせば、任意様式も可とする。

- ① **基本理念等について**
 - ・ 本事業実施するにあたっての基本理念・方針・目標について
 - ・ 地方公共団体等へ放課後子供教室運営事業または類似事業を行った実績について、契約先自治体名、契約期間、適用業務、参加児童数等を記載すること。このとき、参加表明書に記載したものについても必ず記載すること。
- ② **事業内容について**
 - ・ 特色ある生涯学習プログラムの提供・効果について
 - ・ SNS や動画配信などによる事業の周知方法について
 - ・ 参加児童や保護者とのコミュニケーションの工夫について
 - ・ 参加者の意見を反映していく仕組みについて
 - ・ 地域と連携した体験活動の実施について（地域住民・企業との交流活動の企画運営）
- ③ **運営体制・方法について**
 - ・ 具体的な職員配置について
 - ・ 職員の資質、研修体制・内容
 - ・ 市担当、学校、学童保育所との調整方法について
 - ・ 参加登録方法について
 - ・ 出欠管理について
 - ・ 市担当者、学校、学童保育所、保護者との連絡手段について
 - ・ 効率的な運営のための ICT の活用について
 - ・ 個人情報の保護について
- ④ **安全管理について**
 - ・ 事故防止・安全対策について
 - ・ スタッフの安全教育について
 - ・ けが、急病の発生時の対応方法・体制について
 - ・ 災害発生時の対応方法・体制について
 - ・ 傷害保険・賠償保険の内容
- ⑤ **事業スケジュール・その他**
 - ・ 別紙の仕様書に基づき契約締結（令和6年4月1日）から令和7年3月31日までの本業務のスケジュール（予定）を作成すること。また、スケジュールを適切に管理するための進行管理、マネジメントの取り組みについて提案すること。
 - ・ 上記に掲げるものほか有益な提案があれば記載すること。

※提案にあたっては、参加児童数やスタッフ配置の参考として別紙の「【参考】各小学校の参加児童実績等について」を確認すること。

(2) 見積書等について

- ・見積書の様式は任意のものとするが、消費税等を含む本業務に係る一切の経費を記載すること
- ・積算根拠を示した積算内訳書も添付すること。
- ・見積書の費目の内訳は次を参考とすること

人件費（地域コーディネーター、協働活動支援員、協働活動サポーター）、 研修費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、消耗品費（教材費、税込みの単価が 3万円未満の備品）、その他（上記以外の運営に係る経費）

(3) 提出方法

参加事業者は、令和5年9月25日（月）の17時までに企画提案書等を8（2）③の提出場所まで持参するか、同日必着で郵送すること。持参する場合の受付時間は土日祝日を除く月～金曜日の正午～13時を除く9時～17時とする。

企画提案書は、正本1部と副本8部。副本は会社名、代表者名、所在地、ロゴなどの記載をせず、企画提案書を提出した事業者（以下、「提案事業者」という。）が特定できないように加工したものを提出すること。提出後の変更、差替え若しくは再提出は原則として認めない。また、企画提案書等は返却しないものとする。

11. 審査方法

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書について書類審査を行い、別に示す審査基準に基づく各審査委員の採点結果を合計した点数を第一次審査の得点とする。満点を基準として50%以上得点した事業者を第一次審査通過者とする。ただし、50%以上得点した事業者が4者以上となった場合には、第一次審査の得点が高い上位3者を第一次審査通過者として選定する。また、審査の結果、同順位者がいる場合は、委員の多数決により決定する。

企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合でも第一次審査を実施し、各審査委員の採点結果を合計した点数を第一次審査の得点とする。満点を基準として50%以上得点した事業者を第一次審査通過者とする。

第一次審査実施後、第一次審査に参加した全ての提案事業者に審査結果を書面及び電子メールにて通知するとともに、第一次審査通過者には、審査結果と併せて第二次審査（プレゼンテーション）の詳細や注意事項等を通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

提出された企画提案書に対する質疑及び補足説明を求めため、第一次審査通過者によるプレゼンテーション審査を行う。各審査員の採点結果を合計した点数を第二次審査の得点とし、第一次審査の得点と合算した総合得点の最も高い提案事業者を最優秀提案事業者とし、契約に向けた交渉権者とする。次点を第二順位者とする。ただし、第一次審査及び第二次審査の各審査委員の合計得点が配点合計の50%以上であることを条件とする。なお、審査の結果、同順位者がいる場合は、委員の多数決により決定する。多数決の結果同数となった場合は委員長判断によるものとする。

第一次審査通過者が1者のみの場合でも、当該事業者の第二次審査を実施し、第一次審査及び第二次審査の各審査委員の合計得点が配点合計の50%以上であることを最優秀提案事業者（契約に向けた交渉権者）の条件とする。

① 実施日時

令和5年11月中旬を予定

② 会場

東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所

③ 出席者

説明者は補助者を含めて3名までとし、本業務の業務責任者及び業務従事者を含むこととする。

④ 説明内容

企画提案書に基づいて簡潔に説明を行うこととし、企画提案書の差替えや資料の追加配布は認めない。

⑤ 使用機材

スクリーンは審査委員会事務局が準備する。それ以外に使用する機材は提案事業者が用意すること。

⑥ 録音

第二次審査に際しては、後日審査委員会において内容確認が必要となったときのために録音を行う。

⑦ 審査結果の通知

第二次審査に参加した全ての提案事業者に審査結果を書面及び電子メールにて通知すると共に、東久留米市のホームページに最優秀提案事業者の名称、代表者名、住所等を公表する。

12. 失格事項

提案事業者が下記の項目のいずれかに該当した場合は、評価・審査の対象としない。また、最優秀提案事業者であった場合には、契約を締結しない。

- (1) 期日までに提出書類を提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査の実施を妨げる行為がある場合

13. その他

- (1) 本プロポーザルに関する費用は、全て提案事業者の負担とすること。
- (2) 本プロポーザルに関し、電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わないものとする。
- (3) 郵送の際には、到着した日時がわかる信書便等を利用するなど提案事業者の責任において確実に提出すること。
- (4) 契約の締結に当たっては、最優秀提案事業者と協議・調整を行い、仕様書を作成して随意契約を締結する。
- (5) 最優秀提案事業者が失格事項に該当したとき、正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が調わないときは、その結果を取り消すとともに、第二順位者と契約締結に向けた協議を行う。
- (6) 質問受付の締切後は、本実施要領の内容及び選定に係る過程等の内容についての問い合わせは一切受け付けないこととする。
- (7) 本プロポーザルにて提出された書類は、本市の文書管理規程に基づき保管するものとし、交渉権者決定後は、本市の情報公開条例の対象となる可能性があり、当該条例の趣旨に基づき本プロポーザルに参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称・住所等並びに提案書を特定した理由（審査結果等）等を公開することがある。

14. 事務局

本プロポーザルに係る事務局は、下記のとおりとする。

- 担当窓口 : 教育部生涯学習課生涯学習係 野村・大鹿
所在地 : 東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所 6階
電話 : 042-470-7784 (直通)
FAX : 042-470-7811
電子メール : shogaigakushu@city.higashikurume.lg.jp
市ホームページ : <https://www.city.higashikurume.lg.jp>